

令和元年 第10回総会・会議録

1. 日 時 令和元年10月10日(木) 午前10時00～10時40分

2. 場 所 小倉南区役所2階 大会議室

3. 出席委員 農業委員 (18名)

1番 藤堂 孝雄	2番 森上 恵美香	3番 間 勉
4番 川江 秀孝	5番 永津 てるみ	6番 大迫 正勝
7番 大川 國保	8番 村上 護	9番 柳野 保博
10番 井手尾 秋義	11番 八木田 経二	12番 岩谷 紀尚
14番 古海 博	15番 濱中 興三	16番 稲光 進
17番 奥野 泰美智	18番 尾倉 加三	19番 中村 治雄

農地利用最適化推進委員 (12名)

20番 黒崎 隆博	21番 松根 豊春	22番 矢野 秀樹
23番 中村 眞一	24番 大下 治三	25番 藤井 静博
27番 村田 安行	28番 平尾 長正	29番 古田 俊策
31番 三村 訓章	32番 中畑 栄	33番 寺岡 朝治

4. 欠席委員 (3名)

13番 下澤 茂道	26番 尾上 進	30番 立岩 新吉
-----------	----------	-----------

5. 事務局・出席職員 (6名)

事務局長 橋本 浩司	次 長 石丸 校寛
係 長 村上 尚人	主 任 平岡 幹夫
主 任 今村 学	主 任 沼下 眞

6. 報告事項

報告第 39 号 使用貸借権の解約について	1 件
報告第 40 号 非農地証明願について	1 件
報告第 41 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について	7 件
報告第 42 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について	7 件

7. 議案及び結果

(1) 農地関係

議案第 39 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について	3 件
議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について	1 件
議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について	5 件
議案第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について	16 件

事務局長

おはようございます。定刻 10 時になりましたので、ただ今より令和元年第 10 回東部農業委員会総会を始めさせていただきます。携帯電話はマナーモードに切り替えをお願いいたします。本日の委員の出席状況でございますが、3 名欠席で 30 名出席がございますので、この会が成立していることをご報告申し上げます。では引き続きの進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

井手尾会長

ただ今より令和元年第 10 回総会を開催いたします。農地関係議案、報告第 39 号から事務局説明をお願いします。

事務局

第 10 回総会に次のとおり報告および議案を提出する。

令和元年 10 月 10 日

北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義

報告第 39 号 使用貸借権の解約について

<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、1 件ご報告いたします。

報告第 40 号非農地証明願について

<第1項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、1件ご報告いたします。

報告第41号農地法第4条第1項第7号の規定による
農地転用届出について

<第1～7項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、7件ご報告いたします。

報告第42号農地法第5条第1項第6号の規定による
農地転用届出について

<第1～7項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、7件ご報告いたします。

井手尾会長

本件は報告事項でございますので、ご承認願います。

それでは、これより議案の審議に入ります。

続きまして議案第39号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第39号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知に
ついて

<第1～3項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、3件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

それでは小倉南区大字吉田地区担当の間委員、第1項、第2項の補足説明をお願いします。

間委員

それでは第1項、第2項について説明致します。第1項、第2項とも幹線6号線という道路が施工されていますが、この路線上にありまして公共工事に関連したもので、本人の同意も得ていますし、問題はないと思います。以上です。

井手尾会長

では長野東町地区担当の大迫委員、第3項をお願いします。

大迫委員

この件につきましても、特に問題はないと思われま。よろしく願いいたします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 39 号につきましては、受理と決定いたします。

事務局

続きまして議案第 40 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

井手尾会長

議案第 40 号農地法第 4 条の規定による許可申請について
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、1 件ご審議お願いいたします。

それでは今月担当の第 1 調査委員会、中村調査長から報告をお願いします。

中村調査長

それでは先程の調査委員会の結果をご報告いたします。この事案は位置図にあります、その奥の開発行為に伴う道路の拡幅ということです。何ら問題はなく許可相当ということでご報告いたします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 40 号につきましては、許可相当と決定いたします。

続きまして議案第 41 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 41 号農地法第 5 条の規定による許可申請について
<第 1～5 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、5 件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

それでは引き続き今月担当の第 1 調査委員会、中村調査長から報告をお願いします。

中村調査長

まず第 1 項ですが、分家住宅ということで隣接地、水路の承諾も揃っており何ら問題はないであろうということです。
第 2 項につきましても駐車場ということで、特に問題はありません。

第3項も何ら問題はないであろうということでしたが、ただ第4項、第5項につきましては現況がすでにこういう状態で、始末書をとって改めて申請するというので、これもやむを得ないのではないかとということで、第41号につきましては許可相当であろうということです。以上ご報告いたします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第41号につきましては、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第42号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第42号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

<別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、16件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第42号につきましては、原案通り決定といたします。以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、32番中畑委員と33番寺岡委員です。よろしくお願ひいたします。令和元年第10回総会を終わります。お疲れさまでした。